

北九州市障害者支援計画

(令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

素案

概要版

令和5年12月

北九州市

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】の策定について

平成30年3月に策定した「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）」が今年度で終了することから、令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）を計画期間とする次期の「北九州市障害者支援計画」を策定するもの。

1 計画の主旨

(次期)北九州市障害者支援計画 (①+②+③)	
○ 「①市町村障害者計画」と「②市町村障害福祉計画」及び「③市町村障害児福祉計画」を包含	
① 北九州市 障害者計画	
○ 計画期間：令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）	
○ 障害者基本法に基づく本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定	
② 北九州市 障害福祉計画	連 携
○ 第7期 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）	
○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定	
③ 北九州市 障害児福祉計画	
○ 第3期 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）	
○ 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定	

2 計画策定の手続き

- (1) 策定にあたっては、内閣府が策定した「第5次障害者基本計画」及び厚生労働省が策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」をもとに、北九州市の実情を反映させたものとする。
- (2) 「北九州市障害児・者等実態調査（令和4年度）」の調査結果、「北九州市障害者施策推進協議会」（付属機関）等での議論を基本に、その他の各協議会や障害者団体等、議会、市民の意見を聞きながら検討を進め、計画を作成する。

<北九州市障害児・者等実態調査(令和4年度実施)の主な結果と課題>

「身体障害のある人」「知的障害のある人」「精神障害のある人」「障害のある子ども」「発達障害のある人」「難病患者」を対象としたアンケート調査実施(矢印(⇒)は結果から見えてきた課題)

(1) 暮らしの状況 ⇒介護者の高齢化、社会参加の機会の減少

○同居の状況 家族と同居 5割以上

○介護者の年齢(60歳以上)

「知的」7割 「身体」6割 「精神」「難病」5割

○新型コロナウイルス感染症の影響 人との交流、社会参加の機会が減った

(2) 障害福祉サービス等の利用について ⇒サービス利用者の増加

○ほとんどのサービスで、「今後、利用したい」と回答した人の割合が「利用中」と回答した人の割合を上回る

(3) 収入の状況 ⇒収入の少ない人が多い(特に発達、知的、精神)

○月の収入額(10万円未満)

「発達」8割 「知的」7割 「精神」6割 「身体」4割 「難病」4割

(4) 仕事について ⇒身体・難病以外は正規雇用の割合が低く、精神は短期就労の割合が高い

○就労中 「身体」4割 「知的」「精神」「発達」「難病」5割

○就労中の人のうち正規雇用の割合

「身体」4割 「知的」1割 「精神」1割 「発達」2割 「難病」4割

○就労中の人のおよぼす就労時間(20時間未満)

「身体」3割 「知的」4割 「精神」6割 「発達」1割 「難病」2割

(5) 災害時の対応について

○災害情報の入手方法(最も多い手法) ⇒情報入手はテレビ・ラジオが主体

・テレビ・ラジオ 「身体」「難病」8割 「精神」7割

・家族や友人、近所の人「知的」6割 「子ども」8割

○避難場所の認知度 ⇒約半数の人は避難場所を認知していない

「身体」6割 「知的」4割 「精神」5割 「子ども」5割 「発達」6割 「難病」6割

○単独避難ができない ⇒身体、精神、難病の人は避難時の支援が必要

「身体」4割 「知的」2割 「精神」5割 「子ども」1割 「発達」2割 「難病」6割

(6) 障害のある人の人権や差別問題について

○差別を受けたり、いやな思いをしたことがある ⇒約半数は差別等を受けた経験がある

「身体」4割 「知的」5割 「精神」5割 「子ども」6割 「発達」6割 「難病」3割

○差別解消のための必要な取組(学校の授業などで福祉の学習をする) ⇒学校での授業が必要

「身体」4割 「知的」4割 「精神」4割 「子ども」7割 「発達」6割 「難病」4割

○障害者差別解消法や条例の認知度 ⇒差別解消に関する法令の認知度はまだまだ低い
障害種別に関わらず7~8割が「知らない」

北九州市障害者支援計画の全体概要

(①障害者計画及び②障害福祉計画・③障害児福祉計画を包含)

スローガン：～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

① 北九州市障害者計画 (計画期間：令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))※ 障害者基本法(内閣府所管)

●障害のある人に係る施策(生活支援、保健・医療、教育、就労、安全安心等)を総合的に推進するための基本計画

② 第7期北九州市障害福祉計画

③ 第3期北九州市障害児福祉計画

(計画期間：令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法(厚生労働省所管)

●障害のある人や子どもの地域生活を支援するために必要な**障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画**

【基本理念】	【社会情勢の変化】	【横断的視点】	【基本目標】と【分野】	【施策の方向性】	
<p>障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり</p> <p>障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現</p>	<p>3 2 1 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続</p> <p>1 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応 2 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点) 3</p>	<p>5 4 3 2 1 計画的かつ実効性のある取り組みの推進</p> <p>1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進 2 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援(生涯を通じた切れ目のない支援) 3 障害特性等に配慮したきめ細かい支援(一人ひとりに応じた個別的な支援) 4 障害のある女性をはじめ、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取り組みの推進 5</p>	<p>基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現</p> <p>【分野1】差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止</p> <p>【分野2】情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)</p> <p>【分野3】生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)</p> <p>【分野4】安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)</p> <p>基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備</p> <p>【分野5】自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築)</p> <p>【分野6】保健・医療の推進</p> <p>基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援</p> <p>【分野7】教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)</p> <p>【分野8】就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進</p> <p>【分野9】芸術文化活動・スポーツ等の振興</p>	<p>【分野1】 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 行政等における配慮の充実 (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進 (5) ボランティア活動等の推進</p> <p>【分野2】 (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 行政情報のアクセシビリティの向上</p> <p>【分野3】 (1) 住まい・住環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進</p> <p>【分野4】 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護</p> <p>【分野5】 (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等 (2) 意思決定支援の推進 (3) 相談支援体制の充実 (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実 (5) 障害のある子どもに対する支援の充実 (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援</p> <p>【分野6】 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進 (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見</p> <p>【分野7】 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における支援の推進 (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援</p> <p>【分野8】 (1) 総合的な就労支援 (2) 障害者雇用の促進 (3) 障害特性に応じた就労支援 (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援 (5) 経済的支援の推進</p> <p>【分野9】 (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる社会環境の整備 (3) 多様な生涯学習の充実</p>	<p>1 障害福祉サービス等の提供により実現を目指す共生社会の姿(成果目標)</p> <p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化</p> <p>2 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み(活動指標)</p> <p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③自立生活援助・共同生活援助・施設入所援助 ④相談支援 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 ①基幹相談支援センターの設置 ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化</p> <p>3 成果目標に資するよう地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業に関する事項(障害者・障害児に対する事業)</p> <p>【必須事業】 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業 等</p> <p>【任意事業】 日常生活支援事業、社会参加支援事業</p>

① 北九州市障害者計画のポイント

スローガン (新規設定)

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

(説明) これまでの障害福祉サービスの提供や障害者差別の解消に向けた取組みの推進に加え、「生活を楽しむ(生活の質の向上)に繋げるには」という視点を持って各施策を推進していく。

1 基本理念 (継承)

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり

～障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現～

2 社会情勢の変化 (新規設定)

- (1) 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応
- (2) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)
- (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続

3 横断的視点 (一部追加※下線部)

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進
- (2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援(生涯を通じた切れ目のない支援)
- (3) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援(一人ひとりに応じた個別的な支援)
- (4) 障害のある女性をはじめ、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組みの推進
- (5) 計画的かつ実効性のある取組みの推進

4 基本目標と分野 (基本目標、分野の見直し)

- (1) **基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現**(現行計画：基本目標Ⅲ)
 - 【分野1】 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止(現行計画：分野10・11)
 - 【分野2】 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)(現行計画：分野8)
 - 【分野3】 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)(現行計画：分野7)
 - 【分野4】 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)(現行計画：分野9)
- (2) **基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備**(現行計画：基本目標Ⅰ)
 - 【分野5】 自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築)(現行計画：分野1・3)
 - 【分野6】 保健・医療の推進(現行計画：分野2)
- (3) **基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援**(現行計画：基本目標Ⅱ)
 - 【分野7】 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)(現行計画：分野4)
 - 【分野8】 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進(現行計画：分野5)
 - 【分野9】 芸術文化活動・スポーツ等の振興(現行計画：分野6)

各分野の主な施策(現行計画と比較した新規、拡充項目)

(1) 基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現

【分野1】差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止

- ・「障害を理由とする差別の解消に向けた取組み」(拡充)
障害者差別解消法改正法と本市条例の円滑に運用に向けた事業者への対応
- ・「精神科病院における虐待防止に向けた取組みの推進」(新規)
- ・「行政手続きサービスの充実」(新規)
デジタル技術を活用する場合の操作性や使い勝手のデザインの向上を図る

【分野2】情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)

- ・「ICT機器の利用機会の拡大」(新規)
デジタル活用講座やオンライン手続きに関するリモート相談窓口の設置等
- ・「行政手続きサービスの充実」(新規)(再掲)

【分野3】生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)

- ・「地域ぐるみの防災ネットワークの構築」(拡充)
避難行動要支援者名簿と一人ひとりの個別避難計画の作成の促進

【分野4】安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)

- ・「北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進」(拡充)
視覚障害のある人に対応する防災ガイドブックの作成等
- ・「障害特性に応じた災害時支援の推進」(拡充)
在宅避難や車中泊避難を行っている被災者への支援
- ・「地域ぐるみの防災ネットワークの構築」(拡充)(再掲)

(2) 基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備

【分野5】自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築)

- ・「障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進」(拡充)
65歳到達に伴う介護保険制度への移行に際して介護保険のみでは適切な支援が受けられない場合等の個別の状況を勘案し、引き続き障害福祉サービスが必要な利用者に対して適切な支給決定の実施
- ・「障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善等」(拡充)
処遇改善の促進やICTやロボット等の導入の支援
- ・「重層的支援体制整備事業の実施」(新規)
市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。
(厚生労働省通知「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」より)

- ・「地域生活支援拠点等の整備」(拡充)
親亡き後を見据えた取組みの推進
- ・「障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進」(拡充)
ヤングケアラーを含む子ども等の負担軽減のため必要なサービスの確保

【分野6】保健・医療の推進

- ・「精神科医療体制の充実」(拡充)
入院中の精神障害のある人の権利擁護に関する取組みの推進
- ・「医療的ケアが必要な子どもの支援の推進」(拡充)
医療的ケア児コーディネーターの配置や家族の負担軽減(レスパイト)の実施

(3) 基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援

【分野7】教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)

- ・「教員の専門性の向上」(拡充)
本市教育委員会が策定する「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に「特別支援教育」を位置づけ
- ・「情報通信技術の活用」(拡充)
病気療養児の支援の充実に向けたICTを活用した学習機会の確保
- ・「重度障害者大学等進学支援事業の利用促進」(新規)
修学に必要な身体介護等を提供することで大学等での就学を支援

【分野8】就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

- ・「障害のある人の雇用に対する理解促進」(拡充)
法定雇用率引き上げに対する事業者への支援の強化
- ・「障害のある人を雇用する企業の開拓と雇用の拡大」(拡充)
農業やICTを活用した職業などの新たな就労分野の開拓
- ・「工賃アップの取組み」(拡充)
就労の質の向上のための事業所に対する指導・支援

【分野9】芸術文化活動・スポーツ等の振興

障害者芸術祭やスポーツ大会の開催、レクリエーション活動への支援による社会参加の促進

②北九州市障害福祉計画・③北九州市障害児福祉計画の 「成果目標」

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度（2026年度）を目標として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定しました。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 福祉施設の入所者の地域生活移行

令和4年度末の福祉施設の入所者数（実績）	1,313人	} 6.5%以上 移行
令和8年度末（2026年度末）の地域生活への移行者数（目標）	85人以上	

イ 福祉施設の入所者数の減員

令和4年度末の福祉施設の入所者数（実績）	1,313人	} 5%以上減員
令和8年度末（2026年度末）の福祉施設の入所者数（目標）	1,247人以下	

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年度末（2026年度末）の精神病床における一年以上長期入院患者数を2,082人以下とする。

（3）地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」については、令和8年度末（2026年度末）まで1箇所以上を維持するとともに、「相談」及び「体験の機会・場」の各機能についても1箇所以上整備し、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的な支援体制の構築を進めながら、運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催する。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数

令和4年度の一般就労への移行（実績）	305人	} 1.28倍以上
令和8年度（2026年度末）の一般就労への移行（目標）	390人以上	

イ 就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。

ウ 就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉、教育等の関係機関との充実した連携体制の構築を推進する。

エ 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上（205人以上）とする。

オ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労着支援事業所の割合が2割5分以上とする。

（5）障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援）の充実を

図ることを目標とする。

- イ 聴覚障害のある子どもの支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する。
- ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図る。
- エ 北九州地域医療的ケア児支援協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるよう関係機関との連携を図る。
また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置する。
- オ 関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図る。そのため、受入れ体制の維持（全施設の維持）を目標とする。
- カ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう適切な移行調整に引き続き取り組むとともに、支援に携わる関係機関との連携の充実を図る。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりを図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和8年度末（2026年度末）までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係自治体との共有の実施体制を構築する。

(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築や、強度行動障害支援の体制整備を進める。

②北九州市障害福祉計画・③北九州市障害児福祉計画の 「活動指標」(抜粋)

成果目標を達成するために必要な量の見込み等をこれまでの実績を踏まえて設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 訪問系サービス

居宅介護

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	1,847 人	1,879 人	1,912 人
利用時間	34,304 時間	34,795 時間	35,292 時間

重度訪問介護

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	45 人	53 人	62 人
利用時間	22,221 時間	25,609 時間	29,514 時間

同行援護

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	287 人	293 人	300 人
利用時間	4,227 時間	4,382 時間	4,542 時間

行動援護

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	5 人	5 人	5 人
利用時間	73 時間	75 時間	77 時間

重度障害者等包括支援

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	0 人	0 人	1 人
利用単位	0 単位	0 単位	45,500 単位

② 日中活動系サービス

生活介護

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	2,993 人	3,008 人	3,024 人
利用日数	62,980 人日	64,021 人日	65,080 人日

就労継続支援 (A 型)

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	1,209 人	1,250 人	1,293 人
利用日数	26,401 人日	27,702 人日	29,068 人日

就労継続支援 (B 型)

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	3,461 人	3,696 人	3,947 人
利用日数	64,408 人日	69,844 人日	75,738 人日

③ 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

自立生活援助

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	1 人	2 人	2 人

共同生活援助 (グループホーム)

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	1,864 人	1,997 人	2,140 人

施設入所支援

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	1,279 人	1,263 人	1,247 人

④ 相談支援

計画相談支援

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	10,400 人	10,750 人	11,100 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
開催回数	2回	2回	2回
参加者数	32人	32人	32人

精神障害のある人の地域移行支援

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	22人	22人	22人

精神障害のある人の地域定着支援

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	26人	28人	29人

精神障害のある人の共同生活援助

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	846人	906人	971人

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の設置

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
設置数	「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」の機能ごとに1箇所以上	「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」の機能ごとに1箇所以上	「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」の機能ごとに1箇所以上

地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーターの配置

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
配置人数	1人	1人	1人

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

児童発達支援

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用児童数	1,205人	1,358人	1,529人
利用日数	14,154人日	15,650人日	17,305人日

放課後等デイサービス

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用児童数	3,266人	3,700人	4,192人
利用日数	50,041人日	56,549人日	63,902人日

医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
配置人数	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターによる

設置の有無

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	有	有	有

相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
指導・助言件数	17件	19件	20件

相談支援事業所の人材育成の支援件数

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
支援件数	40件	40件	40件

相談機関との連携強化の取組みの実施回数

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
実施回数	6回	6回	6回

(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

発達障害者支援センターの関係機関への助言

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
助言件数	30件	30件	30件

発達障害者支援センターによる相談支援

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
相談件数	3,700件	3,700件	3,700件

**②北九州市障害福祉計画・③北九州市障害児福祉計画の
「地域生活支援事業」(抜粋)**

成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて実施する事業について、これまでの実績及び今後の見込量等を踏まえて設定しました。

日常生活用具給付等事業

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
給付件数	14,593 件	14,885 件	15,183 件

手話通訳者派遣事業

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
派遣件数	3,014 件	3,165 件	3,323 件

移動支援事業

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	426 人	427 人	428 人
利用時間	64,194 時間	64,634 時間	65,074 時間

日中一時支援事業(日帰りショート事業)

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
利用者数	127 人	129 人	131 人
利用回数	7,289 回	7,299 回	7,309 回